

令和5年度 第2回一宮市男女共同参画推進懇話会 議事録（要旨）

日 時 令和5年10月25日（水）14：00～15：00

場 所 本庁舎6階 特別会議室

出席者 9名

欠席者 2名

傍聴者 0人

議 題

(1) 第4次一宮市男女共同参画計画の素案（パブリック・コメント案）について
【資料1～3】

(2) 「性別を理由にモヤっとした言葉」について【資料4】
その他
今後の予定について

【議事録】※発言順

議題1 第4次一宮市男女共同参画計画の素案（パブリック・コメント案）について	
＜資料1＞第4次一宮市男女共同参画計画 パブリック・コメント案について	
懇話会委員意見	事務局の回答
＜資料1＞第4次一宮市男女共同参画計画 パブリック・コメント案に未記載の事項を確認したい。	巻末に掲載する、男女共同参画社会基本法、関連法や用語解説となる。また「市の率先行動」の内容として、市の現状（男性職員の育児休業の取得率や、保育士、看護師における男性の比率など）を掲載する予定である。
懇話会委員としてその内容は確認できるのか。	今回の会議録を送付する際にあわせて送付し、確認をしてもらうことを考えている。
困難な問題を抱える女性への支援について	
懇話会委員意見	事務局の回答
・2024年4月1日施行の「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づく市の計画を、本計画に盛り込むことはできないか。	・愛知県は「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づく計画を現在策定中で、資料1においても「（仮称）」と記載しているところ。 （本会議終了後、愛知県地域福祉課へ確認）県としては今年度中、予定は3月に確定予定のため、市町村は県計画を勘案して策定してほしい、とのこと。

・市の計画は、県の計画を勘案して作成する努力義務になっている。計画として位置づけないとしても、法律は施行されるため、困難な問題を抱える女性に対応していく必要はある。4 章 基本目標 3 (3) 困難を抱える人々への支援（資料 1、P55～）の中で、「相談体制の整備」として、困難な問題を抱える女性の支援の項目を追加できないか。 →記載方法については事務局・会長・副会長に一任することです承。	（記載方法については）検討し記載する。 （本会議終了後、事務局内で検討。計画としては位置づけず、困難な問題を抱える女性支援の施策として「女性相談窓口」について追記。）
--	---

性的少数者への理解促進について	
懇話会委員意見	事務局の回答
・「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」について 2023 年 6 月 23 日に施行されている。この法律についても計画に記載するとよいのではないか。 →記載方法については事務局・会長・副会長に一任することです承。	（記載方法については）検討し記載する。 （本会議終了後、事務局で検討。性的少数者への理解促進に関する現状の記載として、法施行された旨を追記。）
・性的少数者に関して理解し認め合うことが大切と考える。そのような方が「自分らしく」あり、存在する組織こそ本当に強い組織であると考えている。一宮市もそのようなところになることを望む。	
・委員より追記すべきとの意見があったことを除き、〈資料 1〉第 4 次一宮市男女共同参画計画 パブリック・コメント案を承認とする。 →会議後、事務局修正案（追記部分）について、会長・副会長から承認を得たため、議題 1 は承認されたものとみなす。	

議題 2 「性別を理由にモヤっとした言葉」について
・啓発資材に掲載する作品を各委員に投票いただき、小中各 6 作品を選定。選定要領に基づき、同票の場合は会長に一任となる。選定された作品は一覧にして会議録と合わせ送付する。

その他
・委員の意見を参考に（会長・副会長の承認のもと）第 4 次一宮市男女共同参画計画 パブリック・コメント案を確定させ、12 月 1 日から 1 か月間市民意見募集（パブリックコメント）を行う。 ・市民の意見を聞いたうえで、その内容を反映し、市の男女共同参画推進会議に諮ったうえで、第 4 次一宮市男女共同参画計画の決定とする。